

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第156号
事故等種類	座洲
発生日時	平成26年7月30日 15時01分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 広島県広島市所在の海田大橋橋梁灯（C2灯）から真方位040° 1,430m付近 （概位 北緯34°21.8′ 東経132°30.9′）
事故等調査の経過	平成26年8月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第八大貴丸、18トン 244-10551広島、有限会社北栄海運、有限会社広島合同海運 B 台船 SK-106、長さ45m、幅15m、深さ2.5m なし、光洋工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、機械類約100tを積載したB船を左舷側に横抱きして引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、広島港第1区月見町の岸壁を離れ、右舵を取って沖へ出ようとしたところ、突然、発電機（ユニット式）が停止して右舵のまま舵が動かなくなり、右旋回しながら、A船引船列が、平成26年7月30日15時01分ごろ同岸壁南方の浅所に乗り揚げた。 A船引船列は、その後、救援に来た引船によって引き下ろされた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	A船引船列は、A船の喫水が、船首約1.2m、船尾約2.0m、B船の喫水が、船首尾共約1.0mであった。 A船の発電機は、引き下ろし後、再始動ができたが、停止した原因が分からなかったため、交換された。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 あり なし A船は、広島港第1区月見町の岸壁沖でA船引船列を構成して出航

	<p>中、発電機が停止して右舵を取った状態で舵が作動しなくなったことから、右旋回し、A船引船列が同岸壁南方の浅所に乗り揚げたものと考えられるが、発電機が停止した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、A船が、広島港第1区月見町の岸壁沖でA船引船列を構成して出航中、発電機が停止して右舵を取った状態で舵が作動しなくなったため、右旋回し、A船引船列が同岸壁南方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>